

その他

学校教育編：実践事例 1

小学校学級活動指導例

○ 題材 「高め合おうクラスの仲間」【学級活動（2）イ よりよい人間関係の育成】

○ ねらい

学級の問題点を振り返りながら、場面絵を通して、人との関わりの中で、言葉や表情から友だちの気持ちを察したり、周囲の状況をとらえたりする大切さに気づいたりして、日常生活でも主体的に実践する意欲を高める。

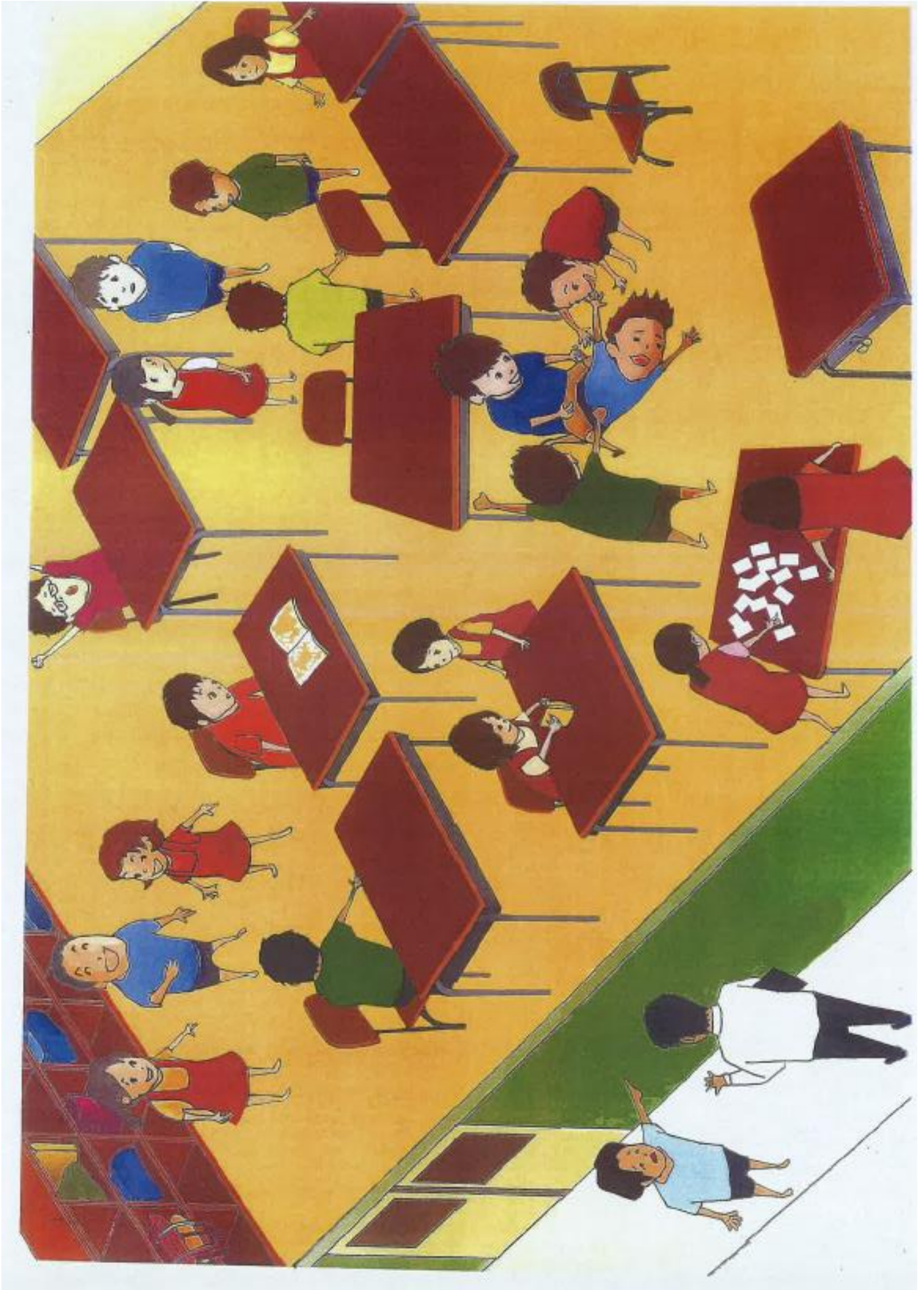
【人権教育で育てたい資質・能力】

- ・正義、自由、平等などの理念の実現、社会の発達に主体的に関与しようとする意欲・態度
- ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性

○ 指導上の展開及び指導上の留意点

※丸数字は「とっとりの授業改革【10の視点】」

	学習活動	指導上の留意点	目指す児童の姿と評価方法
導入	1 学級目標に関する学級の実態をつかむ。	<ul style="list-style-type: none"> ・事前アンケートの結果を提示し、学級目標をめざしたよりよい学級づくりのために今後も考えるべき課題があることに気づかせる。 ・アンケートの結果や自由記述を提示し、学級の実態に課題意識をもつ児童が多いことに気づかせる。(①②) 	<p>【関心・意欲・態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級アンケートから実態を理解し、より自治的な学級づくりをしようとする意欲を高めている。
よりよい学級にするには、どうすればよいか考えよう。			
展開	<p>2 場面絵を見ながら、課題を見つけ、理由を考える。</p> <p>3 それぞれの場面の改善策を考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・場面絵を提示し、課題を班で見つけさせ、自分たちの学級と関連づけながら課題を焦点化できるようにする。(②③) ・人の気持ちに気づかない点、問題が起きていても行動に移せない点に関わる2つの場面（同調と傍観）について、人物の会話を考えさせ、問題点に気づかせる。 ・行動に移せない児童の気持ちに共感させることで、より身近な問題であることを実感したり、意欲的に改善策を考えたりさせる。 ・プロレスの場面とその状況が気になりながら行動に移せない場面について状況を改善する方法を班で話し合わせることで、相手の話を聞くことや友だちと声をかけ合って状況を解決していこうとする大切さに気づかせる。(⑥) 	<p>【思考・判断・実践】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事象の問題をとらえている。(観察・話し合い) <p>【思考・判断・実践】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事象の問題について、その改善のために必要なことを考えている。(観察・話し合い)
終末	4 よりよい学級にするために、必要なことを考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・事前アンケートの記述内容や日頃の言動等の中から児童が考えているよりよい学級にするための方法を紹介し、全員で共有しながら個人の自己目標につなげる。(⑦⑧) 	<p>【思考・判断・実践】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話し合いをもとによりよい学級づくりに必要なこと、実践することを考えている。(ワークシート)



- 主題名 「正義を重んじる心」【内容項目C－（11）公正、公平、社会正義】
- 資料名 「ひとりぼっち」（廣済堂あかつき出版「中学生の道徳2年 自分を考える」）
- ねらい

いじめ問題を権利と刑法の視点から考えることを通して、いじめを許さない心情を高め、相手の気持ちになって考え、正しいことを主張することができる意欲を高める。

【人権教育を通じて育てたい資質・能力】

- ・自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識
- ・合理的・分析的に思考し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能
- ・正義、自由、平等などの理念の実現、社会の発達に主体的に関与しようとする意欲・態度

- 指導の展開及び指導上の留意点 ※丸数字は「ととりの授業改革【10の視点】」

	学習活動	主な発問と児童の反応	指導上の留意点と評価方法 (※)
導入	1 資料や進め方について説明を聞く。		・グループ（4人組）の座席にしておく。(10)
展開	2 資料を権利と刑法の視点から考え、話し合う。(ジグソー法) 【担当決め】(3)(6) グループ内で担当する視点(権利・刑法)を決める。 【エキスパート活動】 同じ視点の担当でペアをつくり資料について考える。 (個人思考→ペア思考) 【ジグソー活動】 グループでエキスパート活動の内容を伝え合いながら、考えたことを模造紙上に表現する。 (グループ活動) 【クロストーク】 模造紙を示しながら発表し、話し合う。(4)(5) (全体活動)	○主人公が奪われていると思われる「権利」、友達が抵触していると思われる「刑法」にはどのようなものがあるのだろうか。 《「権利」の視点》 ・人として平等に扱われていない。 ・健康な精神状態ではいられない。 ・命令されて奴隷のようだ。 ・お金の要求は犯罪と思う。 《「刑法」の視点》 ・「書くんじゃないぞ」は脅しているから『刑法第222条脅迫』。 ・お金を要求されているから恐喝。 ・書いてないけど、嫌がることもさせているはずだ。 ◎このいじめの問題をどのように考えるか。 ・軽い気持ちでやっているが法律に反し、権利を侵害する行為ということが分かっていない。 ・助けようとする雰囲気がないようだ。 ・助けたいが、次は自分がやられる。 ・「見て見ぬふり」はダメ。おかしいと感じたことは伝えたい。	・資料の気になる箇所にアンダーラインを引かせ、その部分を中心に、奪われていると思われる「権利」、抵触していると思われる「刑法」について整理させる。なおその際、憶測で判断させないようにさせる。 ・考えることの視点を示してもよい。 (例)・いじめの原因を自分の側に見ている主人公の見方について ・主人公がいじめの解決策に自殺を選択肢にしていることについて ・いじめには、資料の登場人物だけではなく、様々な人が関わっていることも想像させたい。 ・いじめは人権侵害であり、抵触行為であることを理解させるとともに、「いじめは許さない」という断固とした姿勢を示したい。
終末	3 学習を振り返る。(8)	・学習をとおして考えたことを振り返りシートにまとめよう。	※いじめを許さない心情を高め、相手の気持ちになって考え、正しいことを主張しようとする意欲を高めたか。(振り返りシート)

《資料》

資料A 「世界人権宣言カード」 ※省略

「世界人権宣言カード」 → <http://www.pref.tottori.lg.jp/97375.htm>

資料B 「学校において生じる可能性がある犯罪行為等（国 H25）」

いじめの態様（※）	刑罰法規及び事例	
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例：同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
	傷害 (刑法第204条)	第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例：顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例：プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要 (刑法第223条)	第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前2項の罪の未遂は、罰する。 事例：断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。
	強制わいせつ (刑法第176条)	第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 事例：断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
金品をたかられる。	恐喝 (刑法第249条)	第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。 事例：断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗 (刑法第235条)	第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例：教科書等の所持品を盗む。
	器物損壊等 (刑法第261条)	第261条 前3条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。 事例：自転車を故意に破損させる。

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	脅迫 (刑法第222条)	第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 事例：学校に来たら危害を加えると脅す。
	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。 事例：校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	脅迫 (刑法第222条)	第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 事例：学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。
	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。 事例：特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)	第7条 (略) 2~3 (略) 4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(略) 5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。(略) 6 (略) 事例：携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。

(※) いじめの態様：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の調査項目の「いじめの態様」

「人権教育プログラム綴（社会教育編）」について

県内各小中学校等で「人権教育プログラム（社会教育編）」を活用したPTA研修会を開催していただけるように、いじめの防止のための「人権教育プログラム綴（社会教育編）」（以下の通り3つ）を作成しました。テーマは「仲間づくり」「人間関係づくり」など様々で、「参加型」学習プログラムです。また、このプログラム集にある「人権教育プログラム（社会教育編）」の詳細も載っています。

保護者としていじめを防ぐためにどう関わるか、一緒に考えてみてください。そして、学校、PTA等が一体となったいじめの防止に向けた取組（学び）が進むことを期待します。

なお、この人権教育プログラム綴は人権教育課のホームページにも掲載しております。

＜人権教育課ホームページ： www.pref.tottori.lg.jp/jinkenkyouiku/＞



- 1 豊かにつながる人間関係づくりのために保護者ができること（互いに思いを受け止め合い、他者とよりよくつながる集団づくり）
- 2 「Oっ子10<テン>」を支える我が家の3<スリー>（学校と家庭・地域の連携）
- 3 あなたは子どもにどんな言葉をかけますか？（仲間づくり）
- 4 かけがえのないあなたたちへ（人間関係）
- 5 今、子どもに伝えたいこと（自尊感情を育む）
- 6 子どものイライラはどこに向かうの（社会的支援）



- 1 豊かにつながる人間関係づくり<家庭編>（人間関係）
- 2 本当の「仲間」になるために（仲間づくり）
- 3 かけがえのないあなたたちへ<その2>（人間関係）
- 4 この年頃にありがちなこと（対話、自尊感情、子どもの最善の利益）
- 5 ふつうさあ・・・（居場所づくり）
- 6 子どもの気持ちに向き合う上で大切にしたいこと（自尊感情）



- 1 保護者としてどうする？（人間関係づくり）
- 2 いじめ「あなたはどう考えますか？」（仲間づくり）
- 3 かけがえのないあなたたちへ<その3>（人間関係）
- 4 あなたは何キャラ？ ～いじりといじめを考える～（本音が言える環境づくり）
- 5 いじめられる子にも問題があるの？（大人<地域>の在り方を考える）

人権教育プログラム集
(学校教育編・社会教育編)
～いじめのない学校づくりに向けて～

平成30年3月

発行

鳥取県教育委員会事務局人権教育課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地

電話 (0857) 26-7533 (直通)

ファクシミリ (0857) 26-8176